



所得税の 棚卸資産の評価方法 の変更承認申請書

減価償却資産の償却方法

税務署長

年 月 日 提出

| | | | |
|-----------------------|--|------------------|--------------------------------|
| 納税地 | 住所地・居所地・事業所等 (該当するものを○で囲んでください。) (〒 -) (TEL - -) | | |
| 上記以外の 住所地・ 事業所等 | 納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 -) (TEL - -) | | |
| フリガナ | | 生 年 月 日 | 大正 昭和 平成 令和 年 月 日生 |
| 氏名 | (印) | | |
| 職業 | フリガナ | 屋号 | |

令和__年分から、棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法を次のとおり変更したいので申請します。

1 棚卸資産の評価方法

| 事業の種類 | 資産の区分 | 現在の評価方法 | | 採用しようとする 新たな評価方法 |
|-------|-------|-----------|-----------|---------------------|
| | | 現在の 方法 | 採用した 年 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2 減価償却資産の償却方法

| | 資産の種類 設備の種類 | 構造又は 用途、細目 | 現在の償却方法 | | 採用しようとする 新たな償却方法 |
|---|----------------|---------------|-----------|-----------|---------------------|
| | | | 現在の 方法 | 採用した 年 | |
| (1) 平成 19 年 3 月 31 日 以前に取得した減価 償却資産 | | | | | |
| (2) 平成 19 年 4 月 1 日 以後に取得した減価 償却資産 | | | | | |

3 変更しようとする理由 (できるだけ具体的に記載します。)

4 その他参考事項

- (1) 上記2で「資産の種類・設備の種類」欄が「建物」の場合
昭和
平成
建物の取得年月日 令和__年__月__日
- (2) その他

関与税理士

(TEL - -)

| | | | | | | | |
|----------------------------|-----------|-----------|-----|---|---|--|--|
| 税 務 署 整 理 欄 | 整理番号 | 関係部門 連 | A | B | C | | |
| | 0 | | | | | | |
| | 通信日付印の年月日 | | 確認印 | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | |

書 き 方

- 1 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を現に行っている方法から、他の方法に変更しようとする場合に提出するものです。
- 2 この申請書は、棚卸資産の評価方法又は減価償却資産の償却方法を変更しようとする年の3月15日までに提出してください。
- 3 この申請書の標題及び本文の中の「棚卸資産の評価方法
減価償却資産の償却方法」は、申請の内容に応じて不要な文字を抹消します。
- 4 「1 棚卸資産の評価方法」の各欄は、次のように記載します。
 - (1) 「事業の種類」欄には、評価の方法を変更しようとする事業の種類を、例えば、小売業、製造業又は漁業などと記載します。
 - (2) 「資産の区分」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産の区分を、(1)の事業の種類ごとに、例えば、商品、製品、半製品、原材料、消耗品などと記載します。
 - (3) 「現在の評価方法」欄には、評価の方法を変更しようとする棚卸資産について、既に届け出ている方法（届け出ている場合は、それぞれの棚卸資産の区分ごとに定められている法定の評価方法）を記載します。
- 5 「2 減価償却資産の償却方法」の各欄は、次のように記載します。
 - (1) 減価償却資産を取得した日に応じて「(1) 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産」又は「(2) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産」の各欄を使用します。
 - (2) 「資産の種類、設備の種類」欄には、償却の方法を変更しようとする減価償却資産の種類又は設備の種類を、例えば、建物、建物附属設備、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品などと記載します。
 - (3) 「構造又は用途、細目」欄には、償却の方法を変更しようとする資産の構造又は用途、細目を(1)の資産の種類又は設備の種類ごとに、例えば、木造、冷暖房設備、広告用、医療機器、その他のものなどと記載します。
 - (4) 「現在の償却方法」欄には、償却の方法を変更しようとする資産又は設備について、既に届け出ている方法（届け出ている場合は、それぞれの資産ごとに定められている法定の償却方法）を記載します。

（注）平成10年4月1日以後に取得した「建物」の償却方法は、旧定額法又は定額法に限る（旧定率法又は定率法の選択はできません。）こととされています。
- 6 「4 その他参考事項」の(1)における建物の取得年月日については、相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）による取得の場合は、相続等の日を記載します。